

外部有識者点検対象事業について（報告）

1. 点検対象となる事業 約 60 事業（精査中）

2. 点検対象事業について

全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、以下の（1）及び（2）より、約60事業（公開プロセス対象事業を含む）を選定する。

（1）外部有識者に点検を求める必要がある事業 【行政事業レビュー実施要領2（3）①】

- ア. 平成26年度に新規に開始した事業
- イ. 平成27年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たる事業
- ウ. 平成26年度に行政改革推進会議より指摘事項のあった事業

なお、アに該当する事業であるものの、事業の執行が進んでいない、又は効果が十分に発現していない等の理由により、外部有識者が十分な事業の点検を行うことができず引き続き翌年も点検を実施する必要があると判断した場合は、チームは、その旨をレビューシートの所定の欄に記載するとともに、翌年も当該事業の点検を外部有識者に求めるものとする。

（2）上記（1）に加え、平成26年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から特に以下の観点で選定した事業 【行政事業レビュー実施要領2（3）②】

- ア. 平成27年度に政策評価における実施評価の対象となる施策に関連する事業
- イ. 平成26年度に事業内容を大幅に見直した上で実施したもの、又は平成28年度予算の概算要求に向けて事業の大幅な見直しを検討しているもの
- ウ. 事業の執行等に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断されるもの